

委託業務仕様書

京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課
(担当 江頭、北垣 電話 075-222-3957)

1 契約件名

「一般廃棄物収集運搬業従事者必携ハンドブック」の版下データ作成、印刷業務委託

2 業務内容

一般廃棄物収集運搬業に従事する従事者の業務に関する知識向上のため、一般廃棄物収集運搬業許可業者に配布するハンドブックの版下データの作成及び印刷をするものである。版下データ及び印刷の具体的な作業は以下のとおり。

(1) 版下データの作成

ア 仕様

本市が提供する改訂前の版下データ(pdf)と修正イメージを記載した資料をもとに、文字、写真データの修正等を行い、版下データを作成する。また、ハンドブックの一部を抜粋した概要版(A5両面想定)も合わせて作成すること。

イ 校正

校正は3回程度を想定するが、超過する場合もあるため、留意すること。

仕様は、別添の改訂前データ(52ページ、A5中綴じ、表紙4ページ、本文48ページ相当、両面フルカラー)に4ページを加えたものを想定しているが、ページが増減する場合もあるため、留意すること。

(2) 印刷(別紙「一般印刷物仕様書」参照)

3 成果物

(1) 版下データ

以下の資料を成果品として、CD-R又はDVD-R(1枚)に収納のうえ提出する。

ア 入稿用版下データ(以下の2種類)

Adobe Illustrator(CC対応)に対応するものとする。

- ・ 再編集可能なデータ
- ・ アウトライン化済みのデータ

イ PDFファイル

(2) 印刷物(別紙「一般印刷物仕様書」参照)

4 納期及び納品場所

(1) 納期

令和 7 年 1 1 月 2 8 日（金）午後 5 時

(2) 納品場所

京都市環境政策局 循環型社会推進部 廃棄物指導課

（〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 本庁舎地下 1 階）

5 受託者の条件

以下の(1)～(3)のいずれの条件も満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定（破産者、入札を妨げる者等）に該当しないものであること。
- (2) 本市の入札参加資格者名簿に登録されており、業務の履行に必要な能力・技術等を有する作業員を有していること。
- (3) 京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないものであること。

6 その他

- (1) 受託者が業務を遂行するうえで必要な資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じ随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については、本市担当者の指示に従うこと。
- (2) 成果品の確認に時間を要するため、修正作業に係る時間を含め、原稿案の提出から納品までの期間を十分に設けること。
- (3) 成果物及び成果物において用いられる写真・イラスト等の著作権は、本市に帰属する。
- (4) 業務の履行に伴い発生した受託者の責に帰する損害については、受託者が責任を負うこと。
- (5) 委託料は、業務履行後、受託者の適正な請求書の提出後、30 日以内に支払うこととする。
- (6) 京都市契約事務規則第 3 6 条に基づき、委託契約書の作成は省略する。
- (7) 本仕様について疑義があるときは、契約前に京都市との間で十分協議しておくこと。
また、業務開始後に本仕様に疑義が生じた場合は、京都市と協議を行い、京都市の指示に従うこと。

7 問合わせ

京都市環境政策局 循環型社会推進部 廃棄物指導課 担当：江頭、北垣

電話：075-222-3957 メール：hic@city.kyoto.lg.jp

【参考資料】

一般廃棄物収集運搬業従事者必携ハンドブック

（平成 2 3 年 1 1 月発行、京都市印刷物第 233100 号、平成 2 9 年 3 月改定）